

平成19年度決算における健全化判断比率の報告について

1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の目的

平成19年6月15日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、「財政健全化法」という。)が成立し、公布された。この法律は、財政の健全化に関する比率を公表し、当該比率に応じ、地方公共団体が財政の健全化を図るための計画を策定のうえ、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、財政の健全化に資することを目的としている。

2 財政健全化法制定の背景と趣旨

財政健全化法は、昭和30年の「地方財政再建促進特別措置法」(以下、「財政再建法」という。)による財政再建制度の改正を目的としたものである。財政再建法が制定されて以来、地方財政を取り巻く環境は劇的に変化してきた。自治体が担う行政サービスの領域や予算規模は大幅に膨らむとともに、公社や出資法人、第三セクターなどの設立、運営を通して自治体が直接行わない業務への関与も格段に拡大している。

しかしながら、決算結果に対するチェックについては、旧法である財政再建法のもとでは普通会計だけを対象としていたために、下水道や病院などの公営企業会計の経営状況や第三セクター等にかかる負債額が財政指標に直接反映されないといった問題が生じていた。また、これまでの財政指標は、経常収支比率や公債費比率など単年度の状況のみを表すフロー指標が主なものであったため、ストック面で課題がある団体の状況が表面化しないという問題も指摘されていた。

こうしたなか、不適切な一時借入金処理による赤字隠しで長期負債を表面化させることなく、結果的に財政破綻を招いてしまった自治体が現実に現れたこともあり、実質的な負債と返済能力を測るためのストック指標などを導入することにより、財政悪化を早期に是正する仕組みが必要となった。

これらの状況を背景に、改正された財政再建制度では新たな指標の整備と財政情報開示の徹底が図られることになった。地方公共団体は、「実質赤字比率」や「実質公債費比率」といったこれまでの財政指標に加え、公営事業会計を含む全会計を対象とした「連結実質赤字比率」及び公社や第三セクター等を含めて算定した「将来負担比率」について、監査委員の審査を踏まえて議会に報告し、公表するという新たな再建法制がスタートすることになった。

3 4つの健全化判断比率と2つの基準

地方公共団体は、毎年度、4つの健全化判断比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならない。

この4つの指標と2つの基準（『早期健全化基準』『財政再生基準』）ですべての自治体を「健全段階」「財政の早期健全化段階」「財政の再生段階」の3つに区分することになる。健全化判断比率のうち、ひとつでも『早期健全化基準』以上である場合には、財政の健全化のための計画を議会の議決を経て定めなければならない。また、「将来負担比率」を除く3つの判断比率のうち、ひとつでも『財政再生基準』以上である場合には、財政の再生のための計画を議会の議決を経て定めなければならない。

新しい財政再建制度における3つの健全度段階のイメージ

		健全段階	財政の早期健全化段階	財政の再生段階
		指標整備と情報開示の徹底	自主的な改善努力による財政健全化	国等の関与による確実な再生
		・監査委員の審査に付し、議会に報告、公表	・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・実施状況の公表など	・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・地方債の起債の制限 ・予算の変更等の勧告など
4つの健全化判断比率	2つの基準	早期健全化基準		財政再生基準
	実質赤字比率	○	×	×
	連結実質赤字比率	○	×	×
	実質公債費比率	○	×	×
	将来負担比率	○	×	
		4つの比率がすべて基準未満	4つの比率のうち、ひとつでも基準以上(×)があれば該当	3つの比率のうち、ひとつでも基準以上(×)があれば該当



4 健全化判断比率の概要と算定式

① 実質赤字比率

一般会計等（従前居住者対策会計を含む）を対象とした実質赤字額（※1）の標準財政規模（※2）に対する比率で、資金不足の大きさを示すもの

（※1）実質赤字額：歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充用した額や支払いを翌年度に繰り延べた額など

（※2）標準財政規模：標準的な状態で通常収入が見込まれる税等の規模を示すもの。
住民税や地方消費税交付金など経常的な収入の合算額

$$\text{実質赤字比率} \quad (\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字比率

一般会計等に国民健康保険事業会計、老人保健医療会計及び介護保険事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、全会計を含めた資金不足の大きさを示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} \quad (\%) = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 実質公債費比率

一般会計等が義務的に支出しなければならない公債費や土地開発公社に対する用地買収費分割償還金など公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率で、この数値が大きいほど財政運営が厳しいことを示す。

$$\text{実質公債費比率} \quad (\%) \quad (\text{3か年平均}) = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、今後償還することになる地方債の残高に加え、損失補償等を付した地方公社や第三セクターなどの負債も含めて決算年度末時点での将来負担の程度を示すもの。この数値が大きいかいほど、将来の財政運営に問題が生じる可能性が高くなることを示す。

将来負担比率 (%)	=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
---------------	---	--

5 平成19年度決算における健全化判断比率の算定結果

平成19年度決算に基づき算定した本区の各比率は、いずれも『早期健全化基準』を下回り、「健全段階」の位置付けとなっている。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「－」表示としている。

【早期健全化基準】

(単位: %)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
豊島区	－	－	10.0	8.9
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0

財政健全化法第3条の規定に基づき提出する健全化判断比率報告書の内容は上記のとおりである。なお、参考までに財政再生基準は以下のとおりとなっている。

(参考)

【財政再生基準】

(単位: %)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
豊島区	－	－	10.0	8.9
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※ 将来負担比率にかかる財政再生基準は示されていない。